

(別紙)施設調書
(施設番号:R3-1)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	分家住宅
施設の位置	松山市南高井町 519 番 1 の一部及び南高井町 519 番 5 の一部
施設の用に供する土地の規模 (㎡)	207 ㎡
施設の建設時期	令和4年5月

2 施設の建設に係る土地の状況等

(1)施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

申出地東・南側は、優良農地が広がる一種農地であるが、申出地の西・北側には工場や住宅が建ち、農用地と宅地が混在する地域である。
傾斜の少ない農用地であるため、水稻、野菜等が栽培がされ、裏作では麦等が栽培されるなど、有効な土地利用が図られている地域である。

(2)施設の用に供する土地

①現況地目別面積

(単位:㎡)

	農 地				採草放牧地	農業用施設用地	山林原野	その他	計
		田	畑	樹園地					
施設の用に供する土地の規模(面積)	207		207						207
うち農用地区域	62		62						62

②内訳

土地の所在・地番	現況地目	面積(㎡)	農用地区域内外の別	土地改良事業等の受益の有無
南高井町519番1の一部	畑	62	内	有
南高井町519番5の一部	畑	145	外	有

(別紙) 施設調書

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	農業用排水施設	農業用排水施設	農業用排水施設
事業地区名	国営土地改良事業道前道後平野地区	県営水利施設整備事業道後平野第一地区	県営農業水路等長寿命化・防災減災事業佐古地区
事業施行者	農林水産省	愛媛県	愛媛県
全体受益地面積 (ha)	10, 318	2, 466. 7	820. 9
うち施行の用に供する土地の面積 (㎡)	207	207	207
工期 (着工年度～完了年度)	平成元年度～平成25年度	平成 22 年度～平成 29 年度	平成 28 年度～令和 4 年度
土地改良事業等の施行者等との調整内容 又は調整に基づき行った行為の内容	道後平野土地改良区に協議・調整。 令和 3 年 4 月 14 日付令 3 道後改第 79-2 号において支障がない旨の回答。	中予地方局農村整備第一課に協議・調整。 令和 3 年 6 月 15 日付け文書により、受益調整完了の回答。	中予地方局農村整備第一課に協議・調整。 令和 3 年 6 月 15 日付け文書により、受益調整完了の回答。

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

本市の、農家をはじめとする地域居住者の良好な生活環境を確保するための住宅施設を建設することにより、担い手農家の後継者確保と育成並びに、農家の安定的な経営及び収入の確保が図られ、農業振興はもとより市の活性化を図ることができる。

また、農業に時間を充てられる者が住居を新たに構え市内に残ることにより、同世代の者に農業への関心を促すことが見込まれる。

(別紙) 施設調書

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

施設の種類	イ 農業委員会 その他関係 団体等の意 見	ロ 計画案をそ の公告の日 から30日間 縦覧に供し、 住民の意見 書を提出す る機会を付 与した上で 定めた計画 であること。	ハ 定期的に検 証する旨の 定めがあるこ と。	ニ 農用地以外 の用途に供 される法第 10条第3項 各号に掲げ る土地が妥 当な規模を 超えないもの であること。	ホ 法第10条第 3項各号に掲 げる土地を 農用地以外 の用途に供 することが必 要かつ適当 でこの土地 以外に代替 性がないこと	ヘ 法第10条第 3項各号に掲 げる土地を 農用地以外 の用途に供 することによ り周辺の土地 の農業上の 利用に支障 がないこと。	ト 効率的かつ 安定的な農 業経営を営 む者に対す る農用地の 利用の集積 に支障を及 ぼすおそれ がないこと。	チ 法第10条第 3項各号に掲 げる土地を 農用地以外 の用途に供 することによ り土地改良 施設の機能 に支障がな いこと。	リ 区画整理、 農用地の造 成、埋立て又 は干拓のい ずれかの事 業に係る土 地を含む場 合は、工事 完了後8年を 経過している こと。	ヌ 事業が計画 策定の日か ら5年を超え ない日まで 開始される見 込みがあるこ と。	ル 事業の施行 に関して行 政庁の処分 を必要とする 場合におい て、これらの 処分がされて いること又は 処分の見込 みがあるこ と。	ヲ 土地改良事 業が現に施 行されている 土地である 場合は、事 業の施行者 の同意が得 られているこ と。
	令和3年5 月10日 異議なしと の回答	令和3年7 月1日から 令和3年8 月1日まで	定期的な検 証のとおり	計画図面よ り妥当であ る	適当な土地 が他になし	支障なし	支障なし	支障なし	該当なし	見込みあり	見込みあり	令和3年6 月15日 「意見なし」 との回答。

(注)

- 1 「イ」欄においては、農業委員会及びその他関係団体等の意見書を添付
- 2 「ヲ」欄においては、事業の施行者の同意書を添付

(1) 定期的な検証を行う旨の明記(ハの要件)

① 検証の時期

農用地区域から除外され、農用地等以外の土地とされた年の翌年以降、当該振興計画が定められた日から起算して5年を経過する日までの間(農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされたのが、当該振興計画が定められた日から起算して4年を経過する日以降である場合には、その翌年まで)毎年実施する。

(別紙) 施設調書

② 検証の方法

当該農業振興地域の特性に応じた農業振興の方針及び達成すべき目標に沿って、当該振興計画に従って設置された施設が効用を発揮しているか否かについて、検証を行う。

③ 客観性の確保の方法

客観性の確保については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の意見を聴く。

④ 検証結果の公表する旨

検証結果については、取りまとめ後、速やかにホームページ等により公表する。

⑤ 検証後講ずる措置

検証の結果、当該振興計画に定める目標の達成が著しく不十分であると認められる場合には、当該目標の達成に向けて事業者と調整を図る等、必要な措置を講ずる。

⑥ 検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際して、それぞれ反映する旨

検証結果については、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際し、それぞれ反映させる。

(2) 図面等

① 施設の用に供する土地の区域

② 施設の用に供する土地の区域内の配置計画図

③ 農用地区域の変更に係る図面

(別紙)施設調書
(施設番号:R5-1)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	分家住宅
施設の位置	松山市北梅本町甲3063番1
施設の用に供する土地の規模(㎡)	167 ㎡
施設の建設時期	令和6年9月

2 施設の建設に係る土地の状況等

(1)施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

申出地は県道に隣接しており、農用地と宅地が混在する地域である。
 水稻、野菜等が栽培がされ、裏作では麦等が栽培されるなど、有効な土地利用が図られている地域である。

(2)施設の用に供する土地

①現況地目別面積

(単位:㎡)

	農 地				採草放牧地	農業用施設用地	山林原野	その他	計
		田	畑	樹園地					
施設の用に供する土地の規模(面積)	167	167							167
うち農用地区域	167	167							167

②内訳

土地の所在・地番	現況地目	面積(㎡)	農用地区域内外の別	土地改良事業等の受益の有無
北梅本町甲3063番1	田	167	内	有

(別紙) 施設調書

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	農業用排水施設	農業用排水施設
事業地区名	国営土地改良事業道前道後平野地区	県営水利施設整備事業佐古地区
事業施行者	農林水産省	愛媛県
全体受益地面積(ha)	10, 318	820. 9
うち施行の用に供する土地の面積(m ²)	167	167
工期(着工年度～完了年度)	令和5年度～	平成28年度～令和6年度
土地改良事業等の施行者等との調整内容 又は調整に基づき行った行為の内容	道後平野土地改良区に協議・調整。 令和5年6月5日付令5道後改第139－2号 において支障がない旨の回答。	中予地方局農村整備第一課に協議・調整。 令和5年8月7日付けで支障がない旨の回 答。

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

本市の農家をはじめとする地域居住者の良好な生活環境を確保するための住宅施設を建設することにより、担い手農家の後継者確保及び育成並びに農家の安定的な経営及び収入の確保が図られ、農業振興はもとより市の活性化を図ることができる。

また、農業に時間を充てられる者が住居を新たに構え市内に残ることにより、同世代の者に農業への関心を促すことが見込まれる。

(別紙)施設調書

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

施設の種 類	イ 農業委員 会その他 関係団体 等の意見	ロ 計画案をそ の公告の 日から30 日間縦覧 に供し、住 民の意見 書を提出 する機会を 付与した上 で定めた計 画であるこ と。	ハ 定期的 に検証する 旨の定め があるこ と。	ニ 農用地以 外の用途 に供される 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地が 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地が 適当な規 模を超えな いものであ ること。	ホ 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を 農用地以 外の用途 に供するこ とが必要か つ適当で この土地 以外に代 替性がな いこと	ヘ 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を 農用地以 外の用途 に供するこ とにより 地域計画 の達成に 支障がな いこと	ト 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を農 用地以外 の用途に 供すること により周辺 の土地の 農業上の 利用に支 障がないこ と。	チ 効率的か つ安定的 な農業経 営を営む 者に対す る農用地 の利用の 集積に支 障を及ぼ すおそれ がないこ と。	リ 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を農 用地以外 の用途に 供すること により土地 改良施設 の機能に 支障がな いこと。	ヌ 区画整理、 農用地の 造成、埋立 て又は干 拓のいづ れかの事 業に係る土 地を含む 場合は、工 事完了後8 年を経過し ているこ と。	ル 土地改良 事業の施 行に係る 区域内に ある場合 にあって はその土 地につい ての中間 管理権の 存続期間 が満了し ていること	ヲ 事業が計 画策定の 日から5年 を越えない 日まで開 始される見 込みがある こと。	ワ 事業の施 行に関して 行政庁の 処分を必 要とする場 合において、これら の処分がさ れているこ と又は処分 の見込み があるこ と。	カ 土地改良 事業が現 に施行され ている土地 である場合 は、事業の 施行者の 同意が得ら れているこ と。
	異議なし との回答	令和5年 10月6 日から 令和5 年11月 6日まで	定期的な 検証のと おり	計画図面 より妥当 である	適当な土 地が他に なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	該当なし	該当なし	見込みあり	見込みあり	支障なし との回答。

(注)

- 「イ」欄においては、農業委員会及びその他関係団体等の意見書を添付
- 「ヲ」欄においては、事業の施行者の同意書を添付

(1) 定期的な検証を行う旨の明記(ハの要件)

(別紙) 施設調書

① 検証の時期

農用地区域から除外され、農用地等以外の土地とされた年の翌年以降、当該振興計画が定められた日から起算して5年を経過する日までの間(農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされたのが、当該振興計画が定められた日から起算して4年を経過する日以降である場合には、その翌年まで)毎年実施する。

② 検証の方法

当該農業振興地域の特性に応じた農業振興の方針及び達成すべき目標に沿って、当該振興計画に従って設置された施設が効用を発揮しているか否かについて、検証を行う。

③ 客観性の確保の方法

客観性の確保については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の意見を聴く。

④ 検証結果の公表する旨

検証結果については、取りまとめ後、速やかにホームページ等により公表する。

⑤ 検証後講ずる措置

検証の結果、当該振興計画に定める目標の達成が著しく不十分であると認められる場合には、当該目標の達成に向けて事業者と調整を図る等、必要な措置を講ずる。

⑥ 検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際して、それぞれ反映する旨

検証結果については、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際し、それぞれ反映させる。

(2) 図面等

① 施設の用に供する土地の区域

② 施設の用に供する土地の区域内の配置計画図

③ 農用地区域の変更に係る図面

(別紙)施設調書
(施設番号:R7-1)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	農家住宅
施設の位置	松山市高井町 192 番の一部
施設の用に供する土地の規模 (㎡)	499 ㎡
施設建設等の開始予定時期	農用地から除外後、施設建設が開始される見込み

2 施設の建設に係る土地の状況等

(1)施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

申出地は市道に隣接しており、農用地と宅地が混在する地域である。

平坦地に位置する水田地帯であり、水稻、野菜、麦等が栽培がされ、有効な土地利用が図られている地域である。

(2)施設の用に供する土地

①現況地目別面積

(単位:㎡)

	農 地				採草放牧地	農業用施設用地	山林原野	その他	計
		田	畑	樹園地					
施設の用に供する土地の規模(面積)	499	499							499
うち農用地区域	499	499							499

②内訳

土地の所在・地番	現況地目	面積(㎡)	農用地区域内外の別	土地改良事業等の受益の有無
高井町192番の一部	田	499	内	有

(別紙) 施設調書

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	農業用排水施設	農業用排水施設
事業地区名	国営土地改良事業道前道後用水地区	県営水利施設整備事業佐古地区
事業施行者	農林水産省	愛媛県
全体受益地面積(ha)	10, 318	820. 9
うち施行の用に供する土地の面積(m ²)	499	499
工期(着工年度～完了年度)	令和5年度～令和17年度	平成28年度～令和6年度
土地改良事業等の施行者等との調整内容 又は調整に基づき行った行為の内容	道後平野土地改良区に協議・調整。 令和7年3月11日付令7道後改第41－2 号において支障がない旨の回答。	中予地方局農村整備第一課に協議・調整。 令和7年5月16日付けで支障がない旨の回 答。

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

本市の農家をはじめとする地域居住者の良好な生活環境を確保するための住宅施設を建設することにより、担い手農家の後継者確保及び育成並びに農家の安定的な経営及び収入の確保が図られ、農業振興はもとより市の活性化を図ることができる。

また、農業に時間を充てられる者が住居を新たに構え市内に残ることにより、同世代の者に農業への関心を促すことが見込まれる。

(別紙) 施設調書

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の要件の判断

施設の種類	イ 農業委員会 その他関係 団体等の意 見	ロ 計画案をそ の公告の日 から30日間 縦覧に供 し、住民の 意見書を提 出する機会 を付与した 上で定めた 計画である こと。	ハ 定期的な 検証する 旨の定め があるこ と。	ニ 農用地以 外の用途 に供される 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地が 妥当な規 模を超えな いものであ ること。	ホ 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を農 用地以外 の用途に 供すること が必要か つ適当で この土地 以外に代 替性がな いこと	ヘ 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を農 用地以外 の用途に 供すること により周 辺の土地 の農業上 の利用に 支障がな いこと	ト 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を農 用地以外 の用途に 供すること により周 辺の土地 の農業上 の利用に 支障がな いこと	チ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。	リ 法第10条 第3項各 号に掲げ る土地を農 用地以外 の用途に 供すること により土地 改良施設 の機能に 支障がな いこと。	ヌ 区画整理、 農用地の 造成、埋立 て又は干 拓のいづ れかの事 業に係る土 地を含む 場合は、工 事完了後8 年を経過し ているこ と。	ル 土地改良 事業の施 行に係る 区域内に ある場合 にあって はその土 地につい ての中間 管理権の 存続期間 が満了し ていること	ヲ 事業が計画策定の日から5年を越えない日までに開始される見込みがあること。	ワ 事業の施行に関して行政庁の処分を必要とする場合において、これらの処分がされていること又は処分の見込みがあること。	カ 土地改良事業が現に施行されている土地である場合は、事業の施行者の同意が得られていること。
農家住宅	異議なしとの回答	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで	定期的な 検証のと おり	計画図面 より妥当 である	適当な土地が他に なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし	該当なし	該当なし	見込みあり	見込みあり	支障なしとの回答

(注)

- 「イ」欄においては、農業委員会及びその他関係団体等の意見書を添付
- 「ヲ」欄においては、事業の施行者の同意書を添付

(1) 定期的な検証を行う旨の明記(ハの要件)

(別紙) 施設調書

① 検証の時期

農用地区域から除外され、農用地等以外の土地とされた年の翌年以降、当該振興計画が定められた日から起算して5年を経過する日までの間(農用地区域から除外され農用地等以外の土地とされたのが、当該振興計画が定められた日から起算して4年を経過する日以降である場合には、その翌年まで)毎年実施する。

② 検証の方法

当該農業振興地域の特性に応じた農業振興の方針及び達成すべき目標に沿って、当該振興計画に従って設置された施設が効用を発揮しているか否かについて、検証を行う。

③ 客観性の確保の方法

客観性の確保については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の意見を聴く。

④ 検証結果の公表する旨

検証結果については、取りまとめ後、速やかにホームページ等により公表する。

⑤ 検証後講ずる措置

検証の結果、当該振興計画に定める目標の達成が著しく不十分であると認められる場合には、当該目標の達成に向けて事業者と調整を図る等、必要な措置を講ずる。

⑥ 検証の結果、目標の達成が著しく不十分である場合には、必要な措置を講ずるとともに、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際して、それぞれ反映する旨

検証結果については、当該振興計画の変更又はその後の振興計画の策定等に際し、それぞれ反映させる。

(2) 図面等

① 施設の用に供する土地の区域

② 施設の用に供する土地の区域内の配置計画図

③ 農用地区域の変更に係る図面